

四日市市告示第 463 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年 8月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 削除区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 削除区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	部田川左岸1号線	山之一色町字稗田3-3	6.0~39.1	236.6	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		山之一色町穴田493-1	4.6~6.9	58.8	
		山之一色町字稗田3-3	2.6~7.9	675.7	
		山之一色町字堂前396-2	2.6~39.1	853.5	
2	山之一色45号線	山之一色町字堂前348	4.6~7.0	-	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		山之一色町字そり見415-1	4.6~9.5	32.2	
		山之一色町字堂前350-1	5.0~8.0	399.7	
		山之一色町字そり見415-1	4.6~8.0	367.4	
3	部田川左岸2号線	山之一色町字穴田493-1	4.6~6.9	15.5	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		東坂部町字高田1058-1	6.9~8.0	15.2	
		山之一色町字堂前344-1	5.0~12.5	983.2	
		東坂部町字高田1058-1	4.6~12.5	983.5	